解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年十二月十二日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十五日

群馬県前橋市大手町一丁目一番一号

社団法人群馬県物産振興協会

代表清算人　佐藤　憲一

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年一月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十五日

新潟県胎内市塩沢五四三番地二〇五

財団法人黒川農業公社

清算人　布川　陽一

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十五日

広島県庄原市東城町川鳥八三七番地

財団法人川鳥区会

代表清算人　吉本　一徳

解散公告（第二回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十五日

札幌市東区北二一条東一〇丁目二番六号

特定非営利活動法人北海道外出支援センター

代表清算人　齋藤　崇

解散公告（第二回）

当法人は、特定非営利活動促進法第三十一条第一項第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十五日

東京都新宿区歌舞伎町二丁目四二番三号

ＮＰＯ法人新宿歌舞伎町駆けこみ寺

清算人　玄　秀盛

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年一月二十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十五日

岐阜県飛騨市神岡町船津二〇八九番地

社団法人神岡青年会議所

清算人　白木　宏和

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年七月二十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十五日

東京都八王子市小宮町二〇七番地の二

特定非営利活動法人メッセージ

代表清算人　小田原　誠

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十五日

東京都杉並区荻窪五丁目一六番七号

特定非営利活動法人プランニング遊

代表清算人　小杉とし子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年一月二十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十五日

長野県上田市下之郷一二六番地

社団法人下之郷社

清算人　永井　一郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年十二月十八日開催の臨時社員総会の決議により平成二十三年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年二月十五日

広島県廿日市市地御前一丁目一五番一号

特定非営利活動法人宮島の鹿をいつくしむ会

清算人　西山　紘一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県高崎市萩原町九五〇番地五四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　萩原トシ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十五日

群馬県高崎市江木町一六五一番地一

相続財産管理人　橋爪　健

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区高円寺南三丁目九五九番地、最後の住所東京都西東京市保谷町五丁目二番一四号

被相続人　亡　中村　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十五日

東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四

たくり法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県郡上市美並町大原二四九六番地、最後の住所長野県安曇野市豊科四三〇三番地

被相続人　亡　猿渡　かづ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年二月十五日

長野県安曇野市堀金烏川五一三二番地七

相続財産管理人　司法書士　唐澤　鎭江

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年二月十五日

北海道釧路市鶴野一一〇番地一

（甲）株式会社ニッコー

代表取締役　佐藤　厚

北海道釧路市鶴野一一〇番地一

（乙）有限会社くしろザンギ本舗

代表取締役　佐藤　厚

第34期決算公告

平成24年2月15日

北海道釧路市鶴野110番地1

株式会社ニッコー

代表取締役　佐藤　厚

貸借対照表の要旨（平成22年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	856
	固定資産	227
	繰延資産	7
	合計	1,090
負債及び純資産の部	流動負債	420
	固定負債	350
	株主資本	320
	資本金	30
	利益剰余金	290
	利益準備金	1
	その他利益剰余金	289
	（うち当期純利益）	(17)
	合計	1,090

第4期決算公告

平成24年2月15日

富山県滑川市大掛176番地12

株式会社ナチサーモテック

代表取締役　川井　祐賢

貸借対照表の要旨

（平成23年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	730,103
	固定資産	95,324
	合計	825,427
負債及び純資産の部	流動負債	436,705
	固定負債	76,079
	株主資本	312,642
	資本金	50,000
	資本剰余金	262,642
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	261,642
	（うち当期純利益）	(191,336)
	合計	825,427